

さいたま市社会福祉事業団

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2 内容

<目標> 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の周知を個別に行い、30%以上の取得率を目指す。(次世代)

<対策>

- 令和7年4月～ 相談窓口設置の周知
- 令和7年10月～ 休暇制度手引きの改正及び配付
- 令和7年11月～ 男性職員に対して休暇制度についての個別周知
- 令和8年6月～ 休暇制度周知のための研修の実施

<目標> 仕事と家庭生活の両立を図るため、週1回ノー残業デーを設定し、残業時間を10%削減する。(次世代)

<対策>

- 令和7年4月～ 週1回ノー残業デーの設定を行う。
- 令和8年4月～ 実施状況の調査
- 令和8年6月～ 所定外労働の多い職員に個別に働きかけを行う。

<目標> 女性の管理職の割合50%を維持する。(女性)

<対策>

- 令和7年4月～ 人事考課制度を導入し女性の管理職を養成する。
- 令和8年4月～ 女性管理職の割合を50%以上とする。